

# 第35回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和3年8月20日(金曜日)  
庁議終了後

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

---

## 《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等  
について

(2) その他

3 閉 会

---

令和3年8月20日  
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年8月18日付災対第2556号で示された「緊急事態措置に基づく要請」等を踏まえ、下記のとおり決定します。

### 記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会について  
催物の開催制限並びに適切な感染防止対策を行い実施します。なお、開催状況は市ホームページ等で周知します。

(1) 期 間：8月20日～9月12日

(2) 制 限：【収容率※1】50%以内かつ【人数上限※1】5,000人

【営業時間短縮】午後9時まで※2

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること

※2 飲食の提供は20時まで。酒類提供（利用者による持込みを含む）又はカラオケ設備の提供はしないこと。

(3) その他：市主催の事業で中止したイベント参加料は参加予定者に全額返金します。なお、市が財政的支援等を行っている共催事業は、これに準ずる方向で共催者と調整します。

2 公共施設等について

(1) 期 間：8月20日～9月12日

(2) 利用時間：午後8時まで。ただし、不特定多数に向けて集客するイベント等は、午後9時までとします。

※なお、この利用制限に伴うキャンセルは利用料を還付します。

(3) 利用要件：上記1の催物開催の目安等のとおり

(4) 公共施設の休館等の詳細については、別添のとおり

3 参考資料

令和3年8月18日付災対第2556号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組みについて」

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		8/2 ～8/31 (前回)	対策等	8/20 ～9/12	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○		○	
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。	○	座席数を減らすなどの3密対策を講じて開場。
福祉文化会館（オークシアター）		△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。
市民総合センター（クリエイティブセンター）		△		△	
教育センター		○	感染予防対策を徹底した上で、貸室や相談業務を行う。	○	感染予防対策を徹底した上で、貸室や相談業務を行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。
男女共生センターローズWAM		△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。
生涯学習センターきらめき		△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（20時以降。ただし、不特定多数を対象としたイベントは21時以降。）の利用を制限する。利用可能人数の上限を定員の50%とする。
保健	保健医療センター	○		○	
	こども健康センター	○	感染症予防対策を徹底する。	○	感染症予防対策を徹底する。
東保健福祉センター		○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。	○	感染予防対策を徹底した上で事業を実施する。
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	○		○	
	福井多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	葦原多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。
	沢池多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	西河原多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。子ども活動室は当面の間閉鎖する。
	南次木多世代交流センター	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	いきいき交流広場	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。	○	高唱を伴う全ての利用について制限する。
	コミュニティデイハウス	○	カラオケなど高唱を伴う活動を禁止、食事中の会話を禁止した上での食事の提供を実施	○	カラオケなど高唱を伴う活動を禁止、食事中の会話を禁止した上での食事の提供を実施
	街かどデイハウス	○		○	
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	○	貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止	○	貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止
	障害者就労支援センターかしの木園	○		○	
	障害者生活支援センターともしび園	○	感染予防に留意しながら事業を実施	○	感染予防に留意しながら事業を実施
	あけぼの学園	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ	○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ
	すくすく親子教室	○	親子ひろばは中止 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。	○	親子ひろばは中止 見学・入所受付等は感染症対策を講じたうえで実施。
子育て支援	子育て支援総合センター	△	親子交流の場、一時預りは休止 相談業務、こんにちは赤ちゃん訪問等は感染予防対策及び相談者等の状況を確認の上継続	△	親子交流の場、一時預りは休止 相談業務、こんにちは赤ちゃん訪問等は感染予防対策及び相談者等の状況を確認の上継続
	子育てすこやかセンター	△	親子交流の場、就労等以外の一時預りは休止	△	親子交流の場、就労等以外の一時預りは休止

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		8/2 ～8/31 (前回)	対策等	8/20 ～9/12	対策等
体育館	市民体育館	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	福井市民体育館	△		△	
	南市民体育館	△		△	
	東市民体育館	△		△	
プール	西河原市民プール	△	屋外プールは夏期間休場。	△	屋外プールは夏期間休場。
	中条市民プール	×	夏期間休場。	×	夏期間休場。
	五十鈴市民プール	△	屋外プールは夏期間休場。	△	屋外プールは夏期間休場。
運動広場・グラウンド・ 庭球場等	東雲運動広場グラウンド	○		○	
	春日丘運動広場グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	若園運動広場グラウンド	○		○	
	福井運動広場グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	桑原運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場フットサル場	○		○	
	桑原ふれあい運動広場	○		○	
	中央公園北グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	中央公園南グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	島3号公園大グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	島3号公園小グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	西河原公園北グラウンド	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	西河原公園南グラウンド	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	若園公園グラウンド	○		○	
	水尾公園グラウンド	○		○	
	沢良宜公園グラウンド	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	○		○	
	東雲運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	春日丘運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	福井運動広場庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	桑原運動広場庭球場	○		○	
	若園公園庭球場	○		○	
	西河原公園北庭球場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	西河原公園南庭球場	×	改修工事中。	×	改修工事中。
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	○		○	
	郡山公園庭球場	○		○	
	西河原公園屋内運動場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	春日丘運動広場弓道場	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。
	IBALAB@広場	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。	△	カフェと広場のイベントについては大阪府の要請に従って運営を行う。
	忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	○		○	

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		8/2 ～8/31 (前回)	対策等	8/20 ～9/12	対策等
コミュニティセンター	碓原コミュニティセンター	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	中津コミュニティセンター	△		△	
	庄栄コミュニティセンター	△		△	
	水尾コミュニティセンター	△		△	
	郡コミュニティセンター	△		△	
	西河原コミュニティセンター	△		△	
	穂積コミュニティセンター	△		△	
	畑田コミュニティセンター	△		△	
	東コミュニティセンター	△		△	
	豊川コミュニティセンター	△		△	
	彩都西コミュニティセンター	△		△	
	三島コミュニティセンター	△		△	
	大池コミュニティセンター	△		△	
	春日コミュニティセンター	△		△	
	東奈良コミュニティセンター	△		△	
	沢池コミュニティセンター	△		△	
	山手台コミュニティセンター	△		△	
玉櫛コミュニティセンター	△	△			
公民館	茨木公民館	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
	春日丘公民館	△		△	
	中条公民館	△		△	
	安威公民館	△		△	
	玉島公民館	△		△	
	福井公民館	△		△	
	清溪公民館	△		△	
	見山公民館	△		△	
	石河公民館	△		△	
	太田公民館	△		△	
	太田公民館分室	△		△	
	天王公民館	△		△	
	郡山公民館	△		△	
	耳原公民館	△		△	
	白川公民館	△		△	
西公民館	△	△			

## 市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		8/2 ~8/31 (前回)	対策等	8/20 ~9/12	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	△		△	
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	夜間区分の一部（20時以降）の利用を制限する。 利用可能人数の上限を定員の50%とする。
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	△		△	
文化施設	文化財資料館	○		○	
	キリシタン遺物史料館	○		○	
	川端康成文学館	○		○	
	市立ギャラリー	○		○	
プラネタリウム（天文観覧室）		△	利用可能人数の上限を定員の50%とする。	△	利用可能人数の上限を定員の50%とする。
青少年	上中条青少年センター	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。	△	施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
	青少年野外活動センター	△	共用施設の利用時間は午後8時まで、 イベント中の共用施設の利用時間は午後9時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。	△	共用施設の利用時間は午後8時まで、 利用定員は50%以内とする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
図書館（富士正晴記念館含む。）		○	滞在時間等一部制限あり。	○	滞在時間等一部制限あり。
里山センター（森の学び舎）		○	会議室等の貸室については、収容率の50%以下（条件あり）とする。芝生広場・バーベキュー等については、家族利用に限定。センター主催のイベントは中止。	△	会議室等の貸室については、収容率の50%以下（条件あり）とする。芝生広場・バーベキュー等については、家族利用に限定。センター主催のイベントは中止。
公園駐車場	彩都西公園、彩都あかね公園、彩都はなだ公園、耳原公園	○		○	

災対第2556号  
令和3年8月18日

市町村長様

大阪府知事 吉村 洋文

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

8月17日、国において、大阪府の「緊急事態措置を実施すべき期間」が9月12日まで延長されたことを踏まえ、本日、第57回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、8月20日から9月12日までの緊急事態措置に基づく要請（府有施設を含む）を決定いたしました。

現在、7日間新規陽性者数が1日平均1,588名と第四波の感染規模を大きく上回っています。今後、9月上旬にはデルタ株にほぼ置き換わると予測されることなどから、更なる感染拡大の継続が懸念されます。

貴市町村におかれても、これまで以上に感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

あわせて、本会議で決定された要請内容等について、ホームページやSNS等で周知いただくなど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 緊急事態措置に基づく要請

別添資料2 第57回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(問い合わせ先)  
代表：06-6941-0351  
危機管理室 災害対策課  
健康危機事象対策チーム  
柴田・工藤・細谷 (内 4947、4948)

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 緊急事態措置を実施すべき期間（8月20日～9月12日。ただし感染拡大の状況に応じて要請内容を判断）
- ③ 実施内容

### ●府民への呼びかけ（特措法第45条第1項に基づく）

- **不要不急の外出※は自粛すること。混雑した場所への外出は半減すること**
  - ※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外
  - ※ 特に20時以降の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- **重症化リスクが高い40代・50代は、特に感染防止対策を徹底すること**
- **不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は極力控えること**
  - ※ どうしても避けられない場合は感染防止策の徹底とともに、出発前又は到着地での検査を受診すること。  
(府民：法第45条第1項 府民以外：法に基づかない働きかけ)
- **要請に応じず、酒類やカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること**
- 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること
- パラリンピックは自宅で応援すること



## ●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- **学生に対し、以下の行動の自粛を徹底すること**
  - ・ **クラスター発生のリスクがある部活動（特に、合宿や練習試合）**
  - ・ **多人数が接触する活動及び前後の会食**
  - ・ **旅行や、自宅・友人宅での飲み会**
- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすため原則オンラインとし、  
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること

## ●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- **在宅勤務（テレワーク）、休暇取得等による、出勤者数の7割減をめざすこと**  
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること
- **職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること**
- **休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること**
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない働きかけ）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

## ● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第9項に基づく）

### ➤ 主催者に対し、以下の開催制限を要請

**【収容率※1】 50%以内かつ【人数上限※1】 5,000人、【営業時間短縮】 21時まで※2**

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること

※2 飲食の提供は20時まで。酒類提供（利用者による持込みを含む）又はカラオケ設備の提供はしないこと。

（イベントを開催する場合の要請内容）

- ◆ 業種別ガイドラインの遵守の徹底とともに、催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底。参加者の直行・直帰を確保するための周知・呼びかけ等を徹底。
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること

# ●施設について（府有施設を含む）

## 飲食店等への要請（特措法第45条第2項に基づく）

施設の種類	内 訳		要請内容
飲食店等	<b>【飲食店】</b> 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） <b>【遊興施設】</b> キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※1等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	<b>酒類提供</b> (利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む) 又は <b>カラオケ設備提供</b> を <b>する場合</b>	施設の休止
	<b>【カラオケ】</b> カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む) <b>【結婚式場】</b> ※2	<b>酒類提供</b> (利用者による酒類の店内持ち込みの場合を含む) 又は <b>カラオケ設備提供</b> を <b>しない場合</b>	営業時間短縮(20時まで)

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、施設の休止等の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供（利用者による持ち込みを含む）・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

※2 できるだけ短時間（1.5時間以内）、なるべく少人数（参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう）で開催すること（法に基づかない働きかけ）

**【営業にあたっての要請事項】** ※ 実施状況をホームページ等で広く周知すること（法に基づかない働きかけ）  
（特措法第45条第2項に基づくもの）

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第12条各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理等（人数管理、人数制限、誘導等）、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

（特措法第24条第9項に基づくもの）

- CO2センサーの設置
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	<b>【営業時間】</b> 20時まで（法第24条第9項） <b>【その他】</b> 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施（法第45条第2項） ※入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること（法に基づかない働きかけ）
	百貨店の地下の食品売り場	○ 通常営業時の半数程度の入場者を目安とし入場整理等を徹底すること（法第24条第9項） ○ 入場整理等の実施状況をホームページ等で広く周知すること（法に基づかない働きかけ）
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	<b>【営業時間】</b> 20時まで（法第24条第9項） <b>【その他】</b> 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施（法第24条第9項）
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

※1000㎡以下の施設は、営業時間短縮（20時まで）、入場整理等の協力を依頼（法に基づかない働きかけ）

## ●施設について（府有施設を含む）

### 飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館※1、演芸場	<b>【人数上限・収容率】</b> 上限5000人 かつ収容率50%以内  <b>【営業時間】</b> ・イベント： 21時まで ・イベント以外（※4）： 20時まで  <b>【その他】</b> 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施
遊興施設	ライブハウス※2	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設 ※3	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	

※1：映画館の通常営業については、21時まで

※2：飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請（飲食営業は20時まで等）

※3：運動施設の観客を入れない個人の練習・プレーはイベント以外に該当

※4：1000㎡以下の施設は働きかけ

● 公共交通機関（地下鉄、バス等）への協力依頼 （法に基づかない働きかけ）

【依頼内容】

- ◆ 終電時刻の繰上げ
- ◆ 主要ターミナルにおける検温の実施

各 位

## 第 57 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

第 57 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおり報告いたします。

1. 日時 : 令和 3 年 8 月 18 日 (水) 12 時 30 分から 14 時 00 分まで
2. 場所 : 大阪府新別館南館 8 階 大研修室

**【結果概要】****(1) 現在の感染状況・療養状況等**

- 1 カ月以上の長期間にわたって感染が急拡大しており、1 日平均 1588 名と第四波の感染規模を大きく上回っている。直近 1 週間の新規陽性者数の前週増加比は 1.46 倍。
- 今後、9 月上旬にはデルタ株にほぼ置き換わると予測されることや、人流の減少幅が小さいことから、更なる感染拡大が継続することが懸念。
- クラスタは、第三・四波と比べ、医療・高齢者施設関連の割合が低い一方、大学・学校関連と企業事業所関連の割合が増加。未就学児・就学時の陽性者も急増。
- 軽症中等症病床使用率、運用率ともに 7 割前後、一般医療と両立可能な重症病床使用率は約 5 割と、厳しい状況。
- 緊急事態措置期間 (8 月 2 日～) の繁華街の滞在人口は、1 日平均で、3 月と比較して 8 割程度。
- 営業時間短縮要請の未協力店舗への個別要請、飲食店への措置内容の周知徹底に加え、キタ地区、北新地地区、ミナミ地区を対象に重点的な夜の見回りや、警察の協力の下、個別店舗への働きかけを実施。

**(2) 緊急事態措置に基づく要請等**

- 昨日、国において、大阪府について「緊急事態措置を実施すべき期間」の延長が決定した。新たな要請期間は、8 月 20 日から 9 月 12 日まで。
- 府民には、「不要不急の外出自粛。混雑した場所への外出は半減」「重症化リスクが高い 40 代・50 代は、特に感染防止対策を徹底」等を要請。
- 大学等には、学生に対し、「部活動 (特に合宿や練習試合)、多人数が接触する活動及び前後の会食」「旅行や自宅、友人宅での飲み会」等の行動の自粛徹底を要請。
- 経済界には、在宅勤務 (テレワーク) 等による、出勤者の 7 割減をめざすこと等を要請。
- イベントの開催については、収容率 50% 以内かつ人数上限 5000 人以内、21 時までの時短を要請。
- 飲食店等は、酒類提供 (利用者による店内持込みの場合含む) 又はカラオケ設備を提供する場合は、休止要請。それ以外の場合は、20 時までの営業時間短縮を要請。
- 商業施設、運動施設等は、1000 m<sup>2</sup> 超の施設について、20 時 (イベント、映画館の通常営業は 21 時) までの営業時間短縮要請。
- 百貨店の地下食品売り場には、通常営業時の半数程度の入場者を目安とし入場整理等を徹底することを要請。

**(府立学校における今後の教育活動)**

- 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事 (9 月 1 日出発分) は原則延期。部活動は、府内外を問わず、合宿や他校との練習試合 (合同練習含む) は実施しない。授業は、分散登校や短縮授業は行わず、通常形態 (1 教室 40 人まで) を継続。
- 2 学期に向けて、授業再開に伴う感染防止対策の徹底に加え、今後、感染拡大により臨時休業となった場合に備え、速やかにオンラインを活用した学びの保障等を実施できるよう、各校で準備を進める。

**(3) 医療療養体制の強化**

- 感染拡大時には入院・宿泊療養の対象を弾力的に運用、症状が安定した患者は宿泊療養へ速やかに切り替え、原則 40 歳以上の患者を優先して宿泊療養施設に入所等により、療養体制を最適化し、患者への治療機会を最大限確保。
- あわせて、抗体カクテル療法による早期治療、外来診療病院の整備、訪問看護師による健康観察体制の整備等を進める。

恐れいりますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

[http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku\\_keikaku/sarscov2/57kaigi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/57kaigi.html)

令和 3 年 8 月 18 日